（無断複写・転載を禁ず）

第75回税理士試験　相続税法
第二問（計算）解答

配　点：★ … 2点　● … 1点

難易度：*A* … 得点すべき箇所(易)　　*B* … 差がつく箇所(中)　　*C* … 得点不要の箇所(難)

問1 (30点)

1　各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1)　相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算　　(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
宅地F	C	44,274,750 ●*B*	(1)①　200,000×1.00＝200,000 (注)　478㎡÷32m＝14.9375m ＜ 20m ∴　14.9375m(1.00) ②イ　200,000×1.00×158㎡＝31,600,000 ロ　200,000×1.00×320㎡＝64,000,000 ハ (31,600,000＋64,000,000)÷478㎡＝200,000 ③　200,000 ＝ 200,000　∴　200,000 (2)①　100,000×0.93＝93,000 (注)　478㎡÷10m＝47.8m ＞ 32m ∴ 32m(0.93) ②イ　100,000×0.93×638㎡＝59,334,000 ロ　100,000×1.00×160㎡＝16,000,000 ハ (59,334,000－16,000,000)÷478㎡＝90,656.9… → 90,656 ③　200,000＋ $\boxed{90,656\times0.03\times\frac{10m}{20m}}$ ＝201,359 計算方法●*B* (3)　201,359×0.92＝185,250.28 → 185,250 (注)　$\frac{640㎡-478㎡}{20m\times32m=640㎡}$ ＝0.25…、地積区分A ∴　0.92 (4)　185,250×478㎡＝88,549,500 (5)　88,549,500×1/2＝44,274,750
家屋G	C	17,065,000 ●*B*	(1)　30,000,000＋(6,000,000－100,000)×70/100 ＝34,130,000 (2)　34,130,000×1.0＝34,130,000 (3)　34,130,000×1/2＝17,065,000
畑H	C	7,120,000 ●*A*	(1)　100,000×1.00＝100,000 (2)　(100,000－11,000)×160㎡＝14,240,000 (3)　14,240,000×1/2＝7,120,000

（無断複写・転載を禁ず）

(1)　相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算　　（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計　算　過　程
宅地Ⅰ	乙	68,737,800 ★B	(1)①　200,000×1.00＝200,000(普通商業・併用住宅) ②　100,000×0.97＝ 97,000(普通住宅) ③　200,000 ＞ 97,000 ∴　200,000(普通商業・併用住宅) (2)　200,000×1.00＝200,000 (3)　200,000＋100,000×1.00×0.04＝204,000 (4)　204,000×360㎡＝73,440,000 (5)　73,440,000－73,440,000×$\frac{12㎡}{360㎡}$×0.7＝71,726,400 (6)①　71,726,400×$\frac{50㎡}{360㎡}$×30%＝2,988,600 ②　71,726,400－2,988,600＝68,737,800
構築物	乙	2,940,000 ●B	(5,900,000－1,700,000)×70/100＝2,940,000
J社株式	B	8,925,000 ●B	(1)　評価方式の判定 ①　同族株主の判定 （乙、B）：320個/1,000個＝32%　≧　30%、 他に50%超のグループなし　∴　同族株主に該当する ②　評価方法の判定 B：170個/1,000個＝17%　≧　5％ ∴　原則的評価方式 判定結果●A (2)　1株当たりの純資産価額の計算 ①　150,750,000－24,250,000＝126,500,000 ②　100,850,000－24,250,000＝76,600,000 ③（126,500,000－76,600,000）×37%＝18,463,000 ④（126,500,000－18,463,000）÷100,000株＝1,080.37 → 1,080●A ⑤　1,080×80/100＝864 （注）（乙、B）：320個/1,000個＝32%　≦　50% ∴　適用あり (3)　類似業種比準価額の計算 ①　10,000,00000÷100,000株＝1000 ②　10,000,000÷50＝200,000株 ③　460、482、496、512、485　∴　460が最小 $460\times\frac{\frac{0.0}{7.2}(0.00)+\frac{32}{36}(0.88)+\frac{375}{300}(1.25)}{3}(0.71)\times0.5$ ＝163.3 $163.3\times\frac{100}{50}$＝326.6 → 326●A

（無断複写・転載を禁ず）

(1)　相続又は遺贈により取得した個々の財産の価額の計算　　（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
			(4)　原則的評価額 ①　1株当たりの純資産価額 864 ②　併用価額 326×0.50＋864×(1－0.50)＝595 ③　原則的評価額 864 ＞ 595　∴　595 (5)　課税価格に算入される金額 595×15,000株＝8,925,000
預貯金	B D	13,360,000 10,000,000	
動産	C 乙	679,000 700,000 ●A	1,000,000－300,000＝700,000 (注)　日常礼拝の用に供している仏壇は非課税財産
その他の財産	乙	21,150,000 ●A	
(生命保険契約に関する権利)	E	2,500,000 ●A	

（無断複写・転載を禁ず）

(2)　小規模宅地等の特例の計算　　（単位：円）

計　算　過　程
①　特例対象宅地等(対象資産及び減額割合) 宅地Ｆ（Ｃ、特居）　44,274,750÷239㎡×(1－20/100)×330/200＝244,530　順位①（0.72…）　●B (注)　478㎡×1/2＝239㎡ 畑Ｈ　（Ｃ）　(注)　建物又は構築物の敷地の用に供されていないため適用なし 宅地Ｉ（乙、貸付）　68,737,800÷360㎡×(1－50/100)×200/200＝ 95,469　順位②（1.8） ②　特例対象宅地等の減額金額 貸付事業用宅地等を選択する 宅地Ｆ（Ｃ、特居）　239㎡ ≦ 330㎡　∴　全て 44,274,750×(1－20/100)＝35,419,800 宅地Ｉ（乙、貸付）　360㎡ ＞ 200㎡－239㎡×200/330＝55.15…㎡　∴　55.15…㎡まで $68,737,800 \times \frac{55.15\cdots㎡}{360㎡} \times (1-50/100) = 5,265,269$ 計算方法●B

特例適用対象財産	取得者	課税価格から減額される金額
宅地Ｆ	Ｃ	35,419,800
宅地Ｉ	乙	5,265,269 ●C

(3)　課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算　　（単位：円）

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
債務	乙	1,259,000 ●A	1,262,000－3,000＝1,259,000 (注)　準確定申告の延滞税及び遺言執行費用は控除対象外
葬式費用	乙	2,466,000	10,000＋1,956,0000＋500,000＝2,466,000 (注)　初七日法要の費用及び香典返戻費用は控除対象外
	B	35,000	
	C	35,000	
	D	30,000 ●A	

（無断複写・転載を禁ず）

(4)　相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算　　（単位：円）

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計算過程
生命保険金等	D	20,000,000 ●B	
	C	9,250,000 ●B	(1)　1,000,000×9.222＝9,222,000 (2)　9,200,000 (3)　9,250,000 (4)　(1)～(3)の最も大きい金額　∴　9,250,000
同上の非課税金額	C	9,250,000	(1)　5,000,000×４人(法定相続人の数)＝20,000,000●A (2)　C　9,250,000 （注）　Dは相続人でないため適用なし●B (3)　(1) ≧ (2)　∴　C　9,250,000
(　　)			

(5)　各相続人等の課税価格の計算　　（単位：円）

区分＼相続人等	配偶者乙	子B	養子C	孫D	孫E
相続又は遺贈による取得財産	88,262,531	22,285,000	33,718,950	10,000,000	2,500,000
みなし取得財産			0	20,000,000	
債務控除	△　3,725,000	△　35,000	△　35,000	△　30,000	
課税価格 (1,000円未満切捨て)	84,537,000	22,250,000	33,683,000	29,970,000	2,500,000

（無断複写・転載を禁ず）

2　納付すべき相続税額の計算

(1)　相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額	課税遺産総額
172,940 千円		30,000＋ 6,000×４人　千円 ＝54,000●A	118,940 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額	相続税の総額の基となる税額
乙	１／２	59,470 千円	10,841,000 円
B	１／６	19,823	2,473,450
C	１／４	29,735	3,960,250
D	１／12 ●A	9,911	991,100
合計　４　人	1		(100円未満切捨て) 18,265,800 円

(2)　各相続人等の納付すべき相続税額の計算　　(単位：円)

区分＼相続人等		配偶者乙	子B	養子C	孫D	孫E
算出税額		8,928,737	2,350,029	3,557,574	3,165,410	264,048
加算又は減算	相続税額の２割加算額				633,082	52,809
	配偶者の税額軽減額	△　8,928,737				
	未成年者控除額				△　500,000 ●A	
納付税額(100円未満切捨て)		0	2,350,000	3,557,500	3,298,400	316,800 ●C

(注)相続税額の２割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

（無断複写・転載を禁ず）

(3)　相続税額の２割加算額及び控除額の計算　　（単位：円）

加算及び控除の項目	対 象 者	金　　額	計　算　過　程
相続税額の２割加算額	D E	633,082 52,809	3,165,410×20/100＝633,082 264,048×20/100＝ 52,809 （対象者、計算方法●A）
配偶者の税額軽減額	乙	8,928,737	(1)　8,928,737 (2)①　172,940,000×1/2＝86,470,000 ＜ 160,000,000 ∴　160,000,000 ②　84,537,000 ③　① ＞ ② ∴　18,265,800× $\frac{84,537,000}{172,940,000}$ ＝8,928,737 (3)　(1) ≦ (2)　∴　8,928,737　（計算方法●B）
未成年者控除額	D E	500,000 ――	100,000×(18歳－13歳)＝500,000 (注)　Ｅは法定相続人でないため適用なし●B

（無断複写・転載を禁ず）

問２（20点）

(1)　贈与税の課税価格（基礎控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除後の価額の計算　　（単位：円）

受贈者	贈与年分	贈与税の課税価格	計　算　過　程
A	平成19年分	0 ●C	35,000,000－10,000,000－25,000,000＝ 0 (注) 1　35,000,000 ＞ 10,000,000 ∴　10,000,000（住宅取得等資金の特別控除） 2　35,000,000－10,000,000＝25,000,000 ≦ 25,000,000　∴　25,000,000
	令和５年分	1,000,000 ●B	1,000,000－ 0 ＝1,000,000 (注)　1,000,000 ＞ 25,000,000－25,000,000＝ 0　∴　0
	令和６年分	6,351,000 ●B	50,000ドル×149.02円＝7,451,000 7,451,000－1,100,000－ 0 ＝6,351,000 (注)　7,451,000－1,100,000＝6,351,000 ＞ 25,000,000－25,000,000＝ 0　∴　0
B	令和６年分	0 ●B	30,000,000－5,000,000－785,714－24,214,286＝ 0 (注) 1　30,000,000 ＞ 5,000,000　∴　5,000,000 2　$1,100,000 \times \frac{25,000,000※}{25,000,000※+10,000,000}$ ＝785,714.2… → 785,714【785,715も可】 計算方法●B ※　30,000,000－5,000,000＝25,000,000 3　30,000,000－5,000,000－785,714＝24,214,286 ≦ 25,000,000　∴　24,214,286 【24,214,285も可】
	令和７年分	25,514,286 ●B 【25,514,285】	(1)　25,000,000×70/100＋10,000,000×0.990 ＝27,400,000●A (注)　３年２月 → ４年(0.990) (2)　27,400,000－1,100,000－785,714＝25,514,286 【25,514,285も可】 (注)　27,400,000－1,100,000＝26,300,000 ＞ 25,000,000－24,214,286＝785,714 ∴ 785,714 【785,715も可】

（無断複写・転載を禁ず）

(1)　贈与税の課税価格(基礎控除及び相続時精算課税に係る贈与税の特別控除後の価額の計算(続き)(単位：円)

受贈者	贈与年分	贈与税の課税価格	計　算　過　程
C	平成28年分	0 ●B	10,000,000－10,000,000＝0 (注)　10,000,000 ≦ 15,000,000　∴　10,000,000
	平成29年分	——	(注)　平成29年５月12日にＣが30歳に達したことにより、契約終了時課税が行われるが、同日における教育資金支出額が不明であるため、計算できない 【30歳到達時に学校等に在学している場合には40歳まで契約終了を延長できるが、この取扱いは令和元年７月１日以後に30歳に達した者に適用されるため、Ｃには適用はなく、30歳到達時に契約終了時課税を受ける】
	令和５年分	2,100,000 ●B	(1)　(2,850＋2,790)÷２＝2,820 2,820×10,000株－25,000,000＝3,200,000 (2)　3,200,000－1,100,000＝2,100,000
	令和６年分	58,503,832 ●C	(1)　13,000,000×1.0×1.5006(注)＝19,507,800 (2)　668,000,000×11,280/282,000×1.5006(注) ＝40,096,032 (注)　23年×△0.033＝△0.759 14階÷33＝0.4242… → 0.424×0.239＝0.101336 → 0.101 10階×0.018＝0.180 574.24㎡×11,280/282,000＝22.9696㎡ → 22.97㎡ 22.97㎡÷114.40㎡＝0.2007… → 0.201 0.201×△1.195＝△0.240195 → △0.241 △0.759＋0.101＋0.18＋△0.241＋3.220＝2.501 １÷2.501＝0.39984006397… ＜ 0.6 ∴　2.501×0.6＝1.5006 (3)　19,507,800＋40,096,032＝59,603,832 (4)　59,603,832－1,100,000＝58,503,832
	令和９年分	——	(注)　既に契約終了しているため、課税関係は生じない 【令和９年５月12日に40歳に達しており、同日の教育資金支出額が与えられているため、令和元年７月１日以後に30歳に達した場合の契約終了の延長がされている前提で作問されているが、作問ミスと考えられる】
D	令和７年分	900,000 ●B	2,000,000－1,100,000＝900,000
	令和８年分	0 ●B	7,000,000－7,000,000＝０ (注)　7,000,000 ≦ 10,000,000　∴　7,000,000

（無断複写・転載を禁ず）

(2)　相続税の課税価格に加算される財産の価額の計算　　（単位：円）

受贈者	贈与年分	加算される財産の価額	計　算　過　程
A	平成19年分	35,000,000 ●B	
	令和５年分	1,000,000 ●B	
	令和６年分	6,351,000 ●A	
B	令和６年分	24,214,286 【24,214,285】 ●B	30,000,000－5,000,000－785,714＝24,214,286 【－785,715＝24,214,285も可】
	令和７年分	26,300,000 ●B	
C	平成28年分	――	(注)　教育資金一括贈与の非課税の適用を受けた価額は生前贈与加算の適用なし
	平成29年分	――	(注)　平成29年５月12日にＣが30歳に達したことにより、契約終了時課税が行われるが、同日における教育資金支出額が不明であるため、計算できないが、令和６年１月１日以後の贈与でないため、加算対象贈与財産に該当しない
	令和５年分	――	(注)　令和６年１月１日以後の贈与でないため加算対象贈与財産に該当しない●B
	令和６年分	58,603,832	59,603,832－1,000,000●B＝58,603,832 (注)　相続開始前３年以内の贈与財産以外の財産のため、100万円控除後の金額が加算される
	令和９年分	――	(注)　既に契約終了しているため、課税関係は生じない 【令和９年５月12日に40歳に達しており、同日の教育資金支出額が与えられているため、令和元年７月１日以後に30歳に達した場合の契約終了の延長がされている前提で作問されているが、作問ミスと考えられる】
D	令和７年分	――	(注)　管理残額以外の相続又は遺贈により取得した財産がないため、生前贈与加算の適用なし●B
	令和８年分	2,200,000	7,000,000－4,800,000＝2,200,000 (注)　贈与者死亡時の管理残額課税 【管理残額課税は、みなし相続又は遺贈となるため、加算される財産ではないことから、解答していなくても問題ない】